

第23期佐世保市農業委員会第2回総会議事録

1 開催日時 平成29年7月27日(木) 13時30分から15時20分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	加藤 照明	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 農業委員会事務局職員

事務局 長	堤 正英
事務局 主幹	中里 忠義
事務局 副主幹	坂井 通利
事務局 主査	博多屋 孝昭

事務局主査 小村 貴光
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主事 小宗 翔太

7 議事日程

議事録署名委員の指名

第6号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第7号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について
第8号議案 非農地証明願について
第9号議案 非農地通知の取消について
第10号議案 非農地通知について
第11号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第12号議案 平成29年 田畑売買価格等に関する調査について
第13号議案 農用地利用集積計画(案) について
第14号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第15号議案 農用地利用配分計画(案)について
第16号議案 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案) について

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地転用許可不要案件の受理について
報告5 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について

8 会議の概要

松永副会長 ただ今から、佐世保市農業委員会第2回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

八並 会長 皆さま、こんにちは。私は今回第23期の会長を仰せつかりました、早岐地区の八並と申します。よろしくお願いたします。やっと梅雨も明けたようで、まだ蒸し暑い日が続いておりますけれども、九州北部の朝倉等における豪雨被害については、私たち農業者におきましても大変心を痛めているところです。心からお見舞いを申し上げます。そしてまた、一刻も早い復興を願います。さて、本日は第2回の総会という

ことになっておりますけれども、私たち農業委員19名と推進委員18名が初めて一緒に行くわけですから、実質第1回目の総会のようなものだと思います。長くなりますが、はじめですので1つだけ皆さまにご協力を賜りたいと思っておりますのは、今までの農業委員会のあり方が少し変わってきているのではないかと思います。委員の構成が変わった中で、総会の進め方等に不満が出ないように一緒に取り組んでまいりたいと思っております。同じ目的に向かって、この農業委員会が発展しますよう、また、佐世保市の農業が少しでも振興するための委員会であることを心からお願いを申し上げます。開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。今後とも、よろしく願いいたします。

松永副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は農業委員の欠席はありませんので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

松永副会長 はい、それでは、③議事録署名人の指名をいたします。3番、阿波委員、4番、長谷川委員、補充として6番、浦委員にお願いいたします。

議長 それでは、第2回総会の議案審議に入らせていただきます。第6号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第6号議案農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、ご説明します。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、江上町。地目は、登記田、現況休耕。面積は2,004㎡。転用目的は園舎の建築。権利は、所有権移転（売買）です。施設は、園舎1棟、鉄骨造2階建、延床面積1,243.83㎡。併用地あり。敷地全体面積は2,547.75㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、東明公園より南に約50mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高0.49m、切土最高0.39m。既設フェンスを利用するため、被害の恐れはない。周囲に農地はないため被害は生じない。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。一般事業計画書、駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出がっております。都市計画法関係は第34条1号です。

2番、佐世保地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、中通町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は159㎡。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有

権移転（売買）です。施設は、住宅1棟、木造2階建、延床面積120.62㎡。併用地あり。敷地全体面積は341.32㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、中通町公会堂より北西に約150mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高0.2m、切土最高0.2m。日照通風は建物高を加減（7.8m）。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から水路。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書写添付。都市計画法許可申請受付書添付予定となっておりますが、提出がっております。都市計画法関係は連たん区域です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 1番、江上地区の案件につきましては、大宅委員が申請代理人となっておりますので、先に審議しますので、大宅委員は一時退席願います。

(大宅委員退席)

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2 番 2番川上です。7月21日に協力員の北村さんと事務局3名で現地を確認しました。周辺には福祉施設と公園があり、農地がないため影響はないものと思います。被害防除計画のとおりにしていただければ問題ないものと見てまいりました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村 委員 江上地区、北村です。川上委員と同意見です。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは大宅委員については入室し、着席してください。

(大宅委員着席)

議 長 続いて地区担当委員の調査結果をお願いいたします。2番、佐世保地区。

7 番 7番川口です。7月21日に協力員の加藤さんと事務局3名と現地確認を行いました。周りには農地はなく、特別問題はないと見てまいりました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

加藤 委員 佐世保地区、加藤です。川口委員と現地を見てまいりましたが、川口委員の報告のとおりで意見はありません。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは、第6号議案については許可相当として県に進達いたします。

次に、第7号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第7号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請（一時転用）について、ご説明します。

1番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、世知原町中通の3筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は3筆合計2,642㎡。転用目的は建設残土処分。権利は、使用貸借権設定です。施設は、建設残土処分場。併用地あり。敷地全体面積は2,767㎡。耕作者なし。農地区分は、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、世知原中学校より東に約400mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高3.1m。土留め工事を行い、また法面を保護し、土砂の流出を生じさせないように留意する。日照通風は建物はないため、被害の恐れはない。排水計画は雨水は自然流下、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。計画平面図、縦横断面図添付。農地復元計画書添付。残高証明書添付。法人登記簿、定款添付。農地復元計画書の内容としましては、表土を仮置き場から運搬し、農地として復元する。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、世知原地区。

1 4 番 14番田中です。7月21日に協力員の岩佐さんと事務局で現地調査に行ってい

りました。建設残土による盛土ということで、大雨による流出が見込まれますが、農地の下に家もなく、被害防除計画によると土留め工事や側溝の設置などが予定されていますので、問題はないと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

岩佐 委員 世知原地区、岩佐です。田中委員がおっしゃったとおり、問題はないと見てまいりました。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

6 番 6番、浦です。一時転用となっていますが、期限の定めはあるのですか。

事 務 局 期限について、議案への記載が漏れております。申し訳ありません。一時転用の許可の期限としましては、最長で3年間となっております。今回の案件につきましては、建設残土の受け入れとなりますので、最長の3年ということで申請がっております。もし、3年間のうちに計画どおり土が入りきれない状況であっても、期限までに農地に復元をしてもらうこととなります。進捗状況の把握を行いながら、見守る形となります。

議 長 地区担当の農業委員、推進委員におかれましても追跡の調査をお願いします。それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは、第7号議案については許可相当として県に進達いたします。

次に、第8号議案非農地証明願について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第8号議案非農地証明願について、ご説明します。

1番、日宇地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は大黒町、地目は登記畑、現況宅地、面積70㎡、願出の理由、年月日不詳に住宅を建築した。昭和22年5月15日には、居宅として建物登記してある。参考事項としまして、こちらは大黒公園より南に約200mの位置にあります。市街化区域で事由の②-1に該当します。

2番、柚木地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は上柚木町、地目は登記田、現況宅地、面積464㎡、願出の理由、昭和45年11月25日付、転用目的住家として、農地法第5条許可済。昭和48年9月20日、農地転用完了。参考事項としまして、柚木小学校より北東に約300mの位置にあります。市街化調整区域で事由の②-3-3に該当します。

3番、大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は原分町、地目は登記田、現況宅地、面積273㎡、願出の理由、昭和45年1月23日付、転用目的住家として、農地法第5条許可済。昭和46年12月13日、農地転用完了。参考事項としまして、佐世保西高等学校より北西に約200mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

4番、大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は原分町、地目は登記畑、ため池、現況は宅地、面積281㎡で内ため池16㎡、願出の理由、昭和51年12月3日付、転用目的倉庫として、農地法第4条届出済。昭和52年9月1日、農地転用完了。平成29年1月に建物を取壊し、現在は宅地として造成している。参考事項としまして、坂の上公民館より北に約70mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-4に該当します。

5番、皆瀬地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は野中町、地目は登記田、現況は墓地、面積26㎡、願出の理由、昭和9年11月1日から墓地として利用されていた。現在も墓地となっている。参考事項としまして、福田2号池より南に約50mの位置にあります。市街化調整区域で事由の②-1に該当します。

以上5件です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、日宇地区。

6 番 6番、浦です。1番の案件につきましては、7月21日に協力員の磯本さんと事務局3名で現地確認をしました。市街化区域内で周囲に農地は全くないところですが、問題はないものと見てまいりました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

磯本 委員 日宇地区、磯本です。浦委員と同意見です。

議 長 次に2番、柚木地区。

8 番 8番、小川です。7月24日に協力員の宮崎さんと事務局2名で現地を確認しました。昭和48年頃に農地法第5条の許可済みで、家が建っていますので、非農地として問題ないと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

宮崎 委員 柚木地区、宮崎です。今の報告のとおり問題はないと思います。

議 長 次に3番4番、大野地区。

9 番 9番井手です。3番、4番とも7月21日に協力員の牟田さんと事務局3名で現地を見てまいりました。3番の案件については、住宅地の真ん中で道路として使用されています。また、4番の案件については、前は倉庫があったのですが、それを取り壊して、住宅を建てている状況です。特に問題ないと思います。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

牟田 委員 大野地区、牟田です。井手委員が言われたとおり、問題ないと思います。

議 長 次に5番、皆瀬地区。

1 0 番 10番辻です。7月21日に大宅委員と協力員の山口さんと事務局で現地確認を行いました。墓地となっていることを確認してまいりました。

議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

山口良委員 皆瀬地区、山口です。辻委員の報告のとおりで問題ありません。

議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは、第8号議案については承認し、証明書を交付することとします。

次に、第9号議案非農地通知の取消について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第9号議案非農地通知の取消について、ご説明いたします。

平成29年6月28日開催の第37回農業委員会総会において「非農地」と判断した土地について、申出により現地再調査を行った結果、土地位置の確認に誤りがあったことが判明し、「農地」に該当すると判断したため、非農地通知を取り消すものです。

土地の所在は「世知原町北川内」の1筆で、地目、面積等は記載のとおりです。現地再調査日は、平成29年7月12日です。現況につきましては、一部耕作で、飼料作物が栽培されている状態でした。

取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者の方に送

ることになります。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは、第9号議案については承認することとします。次に、第10号議案非農地通知について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第10号議案非農地通知について、ご説明いたします。

今回の非農地通知案件は全部で2,176筆です。面積は1,431,046.02㎡となっています。利用状況調査結果については、山林または原野となっていたものです。ご承認いただけましたら総会終了後、所有者885名に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に対しまして非農地リストを提出する予定です。

以上です。ご審議よろしく願いします。

議 長 45ページの1213番、1214番につきましては、松永委員が所有者となっております。先に審議しますので、松永委員は一時退席願います。

(松永委員退席)

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは松永委員については入室し、着席してください。

(松永委員着席)

議 長 引き続き、その他の案件について質問がある方はいらっしゃいますか。

1 5 番 1 5 番、西尾です。宇久の案件につきましては、現在、今年の利用状況調査を行っていますが、その中で解消されている土地等、判定結果が変わっているところが見受けられます。去年の判定を基に議案が作成されていますが、慎重に判断するため、改めて今年の利用状況調査結果を基に判定すべきと考えますので、今回は保留をお願いしたいと思います。

議 長 事務局、そういった対応はできますか。

事 務 局 本来であれば申出が14日までに提出されておりました、その案件についてご審議いただくということで、議案の方にあげております。その後、翌月の初めには通知を送付している状況です。しかし、今年の利用状況の中で判定が変わっているところがあるので、今年の利用状況調査が終わり次第、報告をお願いしたいと思います。

議 長 事務局から説明がありましたが、今年の利用状況の案件については保留して、先に送るということによろしいでしょうか。

3 番 3 番、阿波です。宇久の件については、以前から何百件という形で出ていて、ほかの地区の通知とは考え方が違い、事業との兼ね合いもあって、通常確認が終わったものから議案として出ているのだから、この分についても終わったものをあげるべきではないですか。

事 務 局 阿波委員が言われたとおりなのですが、今回の議案につきましては、去年の利用状況調査結果を基に作成しており、今年の利用状況調査を行っていただいている中で解消等がなされ判定が変わっている状況にあります。今後につきましては、事務局においても議案作成時において、判定の疑義について確認を行ってまいりたいと考えております。

議 長 他の地区において何かありますか。

1 1 番 1 1 番、近藤です。下本山町の案件について現地確認をしたところ、木が伐採されており山林ではなくなっていましたので、非農地通知を出せる状態ではなくなっていました。

事 務 局 こちらの案件につきましては、近藤委員から報告を受けておりました、申出が出された後に、非農地判断を行う前に木が伐採されていた状況にあります。

議 長 それでは、ここについては、非農地通知は出せないとなりますね。

それでは、採決に入ります。今回は下本山町の案件については非農地ではなく、宇久の案件については保留ということで、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。それでは、第10号議案については、10番から16番までの上本山町の案件を否認、19番から783番までの宇久地区の件を恵三審議とし、それ以外の案件について非農地通知を发出することとします。宇久の委員さんにつきましては来月までに確認をお願いします。

次に、第11号議案農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第11号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地指方町、地目は登記田、現況休耕地。面積1,990㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地有福町4筆、地目は登記田、現況休耕地。面積計1,674㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地上柚木町4筆、地目は登記田、現況田。面積計6,447㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉井町乙石尾2筆、地目は登記田、現況畑。面積計80㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上4件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番2番、江上地区。

2番 2番川上です。7月21日に協力員の北村さんと事務局3名で現地確認を行ってまいりました。1番の譲受人の方は懸命に農業をされておりますので、特に問題はないと思います。2番の譲受人の方も認定農業者でして、特に支障はないかと思えます。

議長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。

北村委員 江上地区、北村です。1番については、ここに行くまでの道路があまり広くないですが、問題はないと思います。2番については、市道に面しており、耕作するとなっていますが、土地の形状が不整形のため耕作できるのか疑問があります。

議長 次に、3番、柚木地区。

- 8 番 8番小川です。7月24日に協力員の宮崎さんと事務局で現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は親子関係で、場所は基盤整備されたところで水稻が耕作されています。今後も耕作されますので問題ないと思います。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 宮崎 委員 柚木地区、宮崎です。今報告にありましたように、親子関係で、立派に耕作されていますので問題ないと思います。
- 議 長 次に、4番、吉井地区。
- 1 3 番 13番水口です。7月21日に協力員の近藤さんと事務局で現地確認を行いました。80㎡という狭い面積ではありますが、従来は畑として完全な耕作はできていなかったようです。今回、譲受人の方が、すでに野菜を作っていましたので、畑として利用するということが問題はありません。
- 議 長 はい、地区担当の推進委員から、何かご意見はありますか。
- 近藤 委員 吉井地区、近藤です。報告のとおり問題ありません。
- 議 長 はい、以上の件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。
- 久野 委員 早岐地区、久野です。江上地区の1番と2番の案件につきまして、反当りの価格に差がみられますが、それぞれ場所はどのあたりになりますか。
- 2 番 2番、川上です。1番の案件については、みかん選果場の上になりまして、道もせまく軽トラックが入るかどうかといったところです。2番の案件は有福の市道沿いの場所になりまして、そういったところが価格に影響しているものと思われます。
- 議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。
- 委 員 (全員挙手)
- 議 長 ありがとうございます。それでは第11号議案については許可といたします。
次に、第12号議案平成29年田畑売買価格等に関する調査について事務局より説明をお願いいたします。
- 事 務 局 はい、第12号議案平成29年 田畑売買価格等に関する調査について、ご説明いたします。

まずは、調査目的を読み上げます。全国的に田畑売買価格などの動向を調査し、農業政策の立案、推進の資料とする。全国農業会議所が調査票を作成して、長崎県農業会議を通じて照会されています。

調査時点は、平成29年5月1日で、過去1年間の取引が対象です。調査対象地区は、昭和25年当時の全市町村ということにして、そのため、地区名が旧市町村名となっているようです。具体的な内容としましては、前回の農業委員研修、総会の前段で実施させていただいた農地利用最適化推進員研修の際にお話しし、一覧表をお渡ししたとおりです。

佐世保市において、過去1年間の中で、純粹に耕作する農地としての取引件数が非常に少なく、また、その取引には様々な事情により価格が設定されており、本調査で求められている動向を把握するには十分と言えないため、従前どおりの横ばいの価格としての報告を考えています。もちろん、それぞれの地区の精通者の委員の皆さんから、価格の上下についてのご意見やご意向があれば、修正した内容で報告します。

また、今回の調査内容は、全国農業会議所が集約して、農業政策の立案・推進の資料とするとのことですので、この価格が、その地域の取引価格の基準となるようなものでもありませんので申し添えます。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは第12号議案については調査結果を全国農業会議所へ報告いたします。

次に、第13号議案農用地利用集積計画(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第13号議案農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。

利用権の設定は、早岐地区2件、柚木地区2件、中里地区1件の計5件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

ご審議よろしく願いいたします。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは第13号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第14号議案農用地利用集積計画【中間管理事業】(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第14号議案農用地利用集積計画【中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区1件、早岐地区1件、世知原地区3件の計5件の申出がっております。氏名並びに権利の内容等は記載のとおりです。
ご審議よろしく願います。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは第14号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。
次に、第15号議案農用地利用配分計画(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第15号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。
農地中間管理事業に係る農用地利用配分について、宮地区2件、早岐地区1件、世知原地区4件の計7件計画されております。
こちらは、佐世保市長より、農業委員会に、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第14号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。
ご審議よろしく願います。

議 長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

6 番 6番、浦です。3番の早岐の案件についてですが、利用目的のところにみかんと記載されていますが、借り手の方は花卉農家だと思いののですが、間違いではないですか。

事務局 おっしゃるとおり記載が誤っております。正しい利用目的は花卉です。訂正をお願いします。申し訳ありません。

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。それでは第15号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

次に、第16号議案農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、第16号議案「農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)」について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき、農地利用の最適化の推進に関する目標とその方法について、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画並びに事業計画、これは、第22期第35回総会で審議しております。及び平成29年度新・ながさき農業バックアップ大作戦の推進要領との整合を図り、別紙のとおり指針を定めるということです。かっこ書きのところで指針に関する条文を載せております。第7条で、農業委員会は指針を定めるように努めなければならない。2項で農業委員会は指針を定め、又はこれを変更しようとするときには、農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならないということで、今回の総会で指針を上程させていただいております。

次のページに行きまして、佐世保市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)でございます。基本的な考え方や目標の数値等につきましては、第35回の総会でたたき台を審議いただいております。本日、農地利用最適化推進委員の意見を聴きながら決定をするものです。

第1基本的な考え方についてということで、農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。中段のところをご覧ください。以上の観点から、地域の強みを生かしながら、活力ある農業、農村を気づくため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当地区ごとの活動を通じて、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、佐世保市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めるということになります。なお、農業委員と推進委員が、この指針に基づく活動を行うにあたっては、それぞれの担当地区を活動の基本とするが、当該地区に限定せず周辺地区等への協力は行うものとする。こ

この文言につきましては、当該地区の現地確認等について担当地区の委員が不在の場合は、他の地区の委員が行うといった協力体制を構築するために入れているところがあります。

具体的な目標と推進方法ということで、最適化の推進については大きく3つの重要項目がございます。まず1つが遊休農地の発生防止、解消についてでございます。遊休農地の解消目標について、記載のとおりでございます。次に、遊休農地発生防止・解消の具体的な推進方法についてということで、農地の利用状況調査、意向調査を実施していく、中間管理機構と連携をしていく、非農地判断について速やかに行っていく、守るべき農地を明確化していくとしております。2つ目が担い手への農地利用の集積、集約化についてでございます。目標については記載のとおりです。具体的な推進方法については、「人・農地プラン」の作成、見直しに参画していく、中間管理機構との連携も行っていく、農地の利用調整と利用権設定ということで、これを推進していく、農地の所有者等を確認することができない農地について、県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努めるとしております。3つ目が新規参入の促進ということで、目標については記載のとおりです。具体的な推進方法については、関係機関との連携、新規就農フェア等へ積極的に参加していく、企業参入の推進については、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、積極的に推進を図っていくこととしております。

これからの活動の大きな目標となるものでありますので、佐世保市農業委員会として目標を設定し活動をしていくこととなります。活動を通じて見直しが必要なところが出てきた場合には、改めて総会にお諮りしていくことも考えております。

それから、補足説明資料についてですが、本年4月に29年度の活動計画を作っております。その活動計画に基づいて、指針の目標値を算出しております。同じく29年度の事業計画において、どういった事業を行っていくかを決定しております。

以上、ご審議よろしく願いいたします。

議長 はい、この件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

原委員 針尾地区、原です。中間管理機構との連携についてですが、中間管理機構について、相続ができていない土地について利用しづらくなっていますが、その部分についてどのように考えておられますか。

事務局 未相続の農地については、貸し借りの期間が10年以上となると、相続権利者全員の同意が必要となりますので、中間管理機構においては同意が取れないものについては受付していない状況です。利用権の設定については5年以下の貸し借りであれば、2分の1を超える同意が得られれば貸し借りができることとなっております。

原委員 中間管理機構の推進をしている中で、相続の関係はどうにかしてもらえないものかと思うのですが、利用権設定をするにしても、何代も前の所有者のままの場合だと難

しい状況であるので、何か方法がないかお尋ねしたところです。

事務局 補足して説明させていただきます。研修会の資料において、それぞれの貸し借りの制度について記載をしておりますが、中間管理機構については、特に定めはないが10年以上を推奨とされています。8月9日にブロック会議が開催されますが、それに伴い、農業畜産課と県の担当と話をしております。推奨は10年だが、それ未満でもよいとの話も出ていますので、そこを確認した中でブロック会議においてご報告させていただきます。

3番 3番、阿波です。管内の農地面積の算出の仕方ですが、3年ごとに500haほど減っていくとなっておりますが、これはどういった理由でなされたものですか。

事務局 農地面積につきましては、B判定の部分を非農地判断すると減っていくというものです。今後、新規開拓により農地が広がっていくということは考えにくいところです。また、遊休農地につきましては、国の目標としては遊休農地率1%とされています。それに向けて目標設定しているところです。佐世保市においては、1.6%が現実的な目標になるのではないかとということで設定しております。

3番 非農地通知をこちらから出した土地については、登記上の地目を農地から山林等へ変更していなかった場合、事業の対象となったりするのでしょうか。

事務局 耕作放棄地解消事業につきましては、非農地通知を出していない場合についてもB判定をしている土地については事業の対象となりません。あくまでA判定の農地が対象となりますので、非農地通知が出て地目を変更していない場合についても事業の対象とはなりません。

議長 それでは、採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委員 (全員挙手)

議長 ありがとうございます。それでは第16号議案については承認されましたので、(案)を削除願います。

続きまして、報告事項に移ります。報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、報告1農地法第3条の3の規定による届出の報告について。相浦、九十九地区1件、宇久地区1件の計2件について、相続による農地の権利取得に係る届出を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、報告2農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告2農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について。平成29年6月26日付局長専決事項として相浦、九十九地区1件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、報告3農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告3農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について。平成29年6月20日付局長専決事項として日宇地区3件、相浦、九十九地区1件、平成29年6月26日付局長専決事項として大野地区2件、中里地区1件、平成29年7月10日付局長専決事項として早岐地区1件の計8件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、報告4農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告4農地転用許可不要案件の受理について。農地転用の許可不要案件として、早岐地区2件、日宇地区1件、江迎地区1件の計4件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、報告5裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告5裁判所及び法務局への農地現況回答について。法務局照会に対して、記載内容のとおり、宮地区1件、三川内地区1件、早岐地区1件、佐世保地区2件、柚木地区1件、中里地区1件、相浦、九十九地区1件の計8件について調査を実施し、回答しております。また、4番早岐地区の案件につきましては、裁判所からの照会となりますが、位置図等の現地を特定する資料の提供がありませんでしたので、現況については不明と回答しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、報告6都市計画法に係る開発事前協議の開催状況について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告6都市計画法に係る開発事前協議の開催状況について。平成29年7月4日に江上地区における記載の案件について、開発事前協議が開催されました。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、報告7農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告7農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。利用権の合意解約申出を、宮地区1件、世知原地区2件の計3件受理しております。以上報告いたします。

1 5 番 15番、西尾です。報告1の宇久の案件ですが、権利を取得した日が昭和40年となっていますが、その方は、その当時小学生ぐらいで、名義変更自体は今年の1月ぐらいいに行われていると思うのです、どのようになっているのですか。

事 務 局 相続の登記申請は今年行われていますが、相続の権利が発生したのが昭和40年となっております。

1 5 番 親戚にはなりますが、直系の方ではなく、別の方から権利が移っているのではないかと思います。今回報告で出ていますが、こういった経緯で権利が移転しているのかを確認すべきではないでしょうか。

事 務 局 経緯につきましては、確認ができますので、確認を行い、次回総会の時に報告させていただきます。

議 長 ありがとうございます。以上で報告案件も終わりましたので、その他に移ります。事務局、お願いします。

事 務 局 【第23期佐世保市農業委員会小委員会の所属及び親農会役員の決定について】
各小委員会の所属及び親農会役人について決定

【総会開催時における研修会の開催について】

総会開催と合わせて、研修会を開催したい旨説明。開催については、通常13:30から総会が開催となるため、その前の13:00から研修会を行っていくことで決定。

議 長 ありがとうございます。本日の総会を終了したいと思いますので、副会長からご挨拶をお願いします。

松永副会長 本日は、長時間に亘り慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これを持ちまして、第2回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。